

平成26年度 第2回秋田市廃棄物減量等推進審議会議事録(概要)

- 1 開催日時 平成26年10月9日(木) 午前10時30分から
- 2 会場 秋田市環境部庁舎 2階大会議室
- 3 参加者
- (1) 委員 柴山敦会長、西川竜二委員、鑑隆千代委員、佐藤芳昭委員、石郷岡誠委員、佐々木文勝委員、佐藤真知子委員、橋野茂子委員、藤井賢子委員、北村知子委員、佐々木真貴子委員、糸屋憲一委員、佐藤郁子委員、鈴木善夫委員
- (2) 事務局 古里正昭環境部長、池端強志環境部次長、竹中智子環境都市推進課長、佐々木琢宏環境総務課長、三浦勉地球温暖化対策担当課長、高島忠雄環境総務課参事ほか8名
- 4 議事概要 以下のとおり

発言者	発言要旨
司会	<p>(資料の訂正について)</p> <p>事前に送付した資料について、当日までに修正した箇所を伝えます。</p> <p>1 「資料2」数値目標について、38.0%から、約38.0%へ修正</p> <p>2 「資料3」34、35、44ページの数値目標の表現を修正</p> <p>審議会の進行を議長へ移し、審議会を進めてまいります。</p>
議長	<p>では、次第に従って進行します。</p> <p>はじめに、議事の(1)。一般廃棄物処理基本計画の概要について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>(資料2について説明)</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、質問など無いでしょうか。</p>
委員	<p>数値目標において、新計画では一人1日当たりのごみ排出量を平成25年度比10%減としています。しかし、24年度から25年度の排出量を見ると、家庭系ごみは5%減、事業系ごみは2%増となっています。この状況においても両者を10%減とすることによろしいでしょうか。</p>

事務局

詳細については、素案の説明の際お伝えしますが、ここでも説明させていただきます。

事業系ごみの排出量の増減は経済状況の影響が大きいものです。しかし、経済状況が良いからといって事業系ごみが増えて良いとはいえません。

経済の発展とともに環境保全も考えて行かなければならないことおよび本市が環境立市を目指していることから、家庭系ごみも事業系ごみも含めて約10%削減を目指していくこととしております。

議長

他に質問など無いでしょうか。

委員

最終処分量を取組指標とした理由をもう一度教えてください。

事務局

ごみの処理は各自治体で異なります。一般的に、ごみを焼却処理している都市が多いですが、このような都市では、直接、最終処分（埋立処理）する燃えないごみがあります。そのような状況であれば、最終処分量を減らすために様々な取組を行って、その目標値を定めることとなります。

しかし、本市では、ごみを熔融処理しています。そのため、燃えないごみの区分は無く、全て熔融処理しています。この熔融処理から最終処分されるものは熔融飛灰だけであることから、ごみの全体量が減ることで最終処分量が減ることとなります。

したがって、本市においては最終処分量の数値目標を設定する状況ではないと判断し、取組指標としたものであります。

議長

他に質問はありませんか。無ければ、次の説明に移ることとします。

事務局

(資料3のうち第3章について説明)

議長

事務局の説明に対し、質問などありませんか。

(27ページについて)

委員

環境施策に関する法体系のイメージについて、「環境基本法」と「廃棄物処理法」の間に「循環型社会形成推進基本法」があると思いますが、イメージ図から「循環型社会形成推進基本法」を抜いた理由を教えてください。

事務局	<p>一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づくものであります。このことを強調するために、「循環型社会形成推進基本法」を省いております。ただし、計画の詳細な位置付けは4ページに掲載しております。</p>
委員	<p>この素案において、基準年度を25年度としていますね。国の第3次循環型社会形成推進基本計画では、基準年度を12年度としていますが、この違いについて、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本市では、平成24年度に家庭系ごみ有料化を実施しました。これは本市にとって非常に大きな出来事でした。このことにより、現計画の目標値(556g)を達成することができました。つまり、市民のごみに対する意識が変わり、国が目標の基準年度としている12年度頃と比較すると、ごみの排出状況が大きく変化していると考えられます。</p> <p>したがって、目標を達成した25年度を基準年度としたのです。</p>
事務局	<p>基準年について、25年度に中核市と東北の都市をあわせた合計44の都市を対象に調査しました。その結果を見ると、基準年を直近に置く都市が32都市ありました。</p> <p>さらに、家庭系ごみ有料化後、市民のごみの排出状況が変化したことから、25年度を基準年度とすることとしました。</p>
委員	<p>基準年度について了解しました。次の質問に移ります。</p> <p>(33ページについて)</p> <p>ごみ総量が、平成37年度において、25年度比約7%減です。しかし目標は25年度比で10%減であることから、この数値について算出根拠を教えてください。</p>
事務局	<p>33ページは人口から算出したものです。しかし、今後36ページ以降の取組によって、目標である25年度比約10%減を達成するものであります。このことから、人口で算出したものと、目標値には誤差があります。</p>
委員	<p>市民への啓発において、明確な数値があった方が有効だと思いますので、数値の整合性を取った方が良いと考えます。再度、検討をしていただきたい。</p>
議長	<p>事務局で検討して、数値を変更する又は変更しないを判断い</p>

ただき、その結果も報告をお願いします。

- (30ページについて)
- 委員 廃棄物処理施設の整備計画について、いくつか教えてください。
- 1 施設の更新、改修等は法律の規制に沿って行われるものですか。
  - 2 施設の更新、改修等は、何年毎に実施しなければならない等のルールはありますか。
  - 3 施設の整備は、家庭ごみ処理手数料を使って行う事業なのですか。
- 事務局 1については、法に基づく申請、届出等を行って実施するものであることから、法の規則に従って設置される施設であります。
- 事務局 2については、特にルールはありません。施設の老朽化を見込んで計画しております。
- 事務局 3については、家庭ごみ処理手数料の相当額のおおむね2分の1をこれらの施設整備のために積み立てることを条例で定めているため、現在その基金を積み立てている最中です。施設の更新等を行う際は、この基金を使うこととしております。
- 議長 次に34、35ページの数値目標等の数字の表し方について、ご意見をください。
- 委員 「約」という表現を使っているが、「約」の範囲を整理してください。
- また、「約」を使うのであれば、リサイクル率の目標値は「約38.0%」ではなく、「約38%」が良いと思います。
- 議長 数字を丸める意味での「約」なので、リサイクル率については整数標記が好ましいと考えます。
- 「約」については、国の第3次循環型社会形成推進計画でも使われているのであれば、この表現に抵抗はないとも思いますが、他にご意見はありませんか。
- 委員 国の表現にあわせるのであれば、「約」を使うことに違和感はないと思います。また、達成状況を表現する際は、目標に対して「○%達成」や「○」「△」「×」を使う表現が一般的だ

と考えます。

次に、この素案では市民が一体何をすれば良いのかが見えてきません。例えば「昨年より1%減らそう」等、ごみを意識していない市民でも覚えられるような取組を、この約10年で取り組んで行くという視点はどうか。

事務局

36ページに様々な施策を示していますが、キャンペーン等では、市民に受け入れやすい表現、例えば「ギュッとひとしぼり」等の表現を用いて、取り組んできた経緯があります。今後も市民に受け入れやすい表現で対応していきたいと考えます。

議長

「約」の表現について、今日の意見、今後行われるパブリックコメントで市民からも意見をいただき、事務局で検討し、成案に反映させていただきたいと思います。

他にご意見はありませんか。

委員

(31ページについて)

31ページの「市民、事業者」、38ページの「事業者、市民」について、順序を統一してください。

また、「市民、事業者、市」の順だと、市が消極的なイメージを感じます。

事務局

本素案の「市民、事業者、市」の表現は、昭和45年に制定された「廃棄物処理法」の「国民の責務、事業者の責務、国の責務」に従って表現しています。ただし、平成になってから制定された法律である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」においては、「国の責務、事業者の責務、国民の責務」の順で条立てされていることから、再度、事務局で検討したいと考えます。

委員

了解しました。

さらに、文言についてお願いしたい点があります。

「とりくみ」の表現が「取組(28ページ)」「取組み(29ページ)」「取り組み(表紙)」となっており、どれか一つに統一できませんか。

事務局

この表現は、公文書のルールに従って使っていますが、中には表現間違いがある可能性もあるので、再度確認し修正します。

(29ページについて)

委員 循環型社会のフロー図において、「生産」から廃棄される物もあると思いますが、この図には表現されていないと思います。「廃棄」への流れについても表現できないか検討してください。

事務局 検討し、対応いたします。

議長 他に意見はありませんか。  
無いようであれば、第4章の「生活排水処理基本計画」に移ります。

事務局 (資料3のうち第4章について説明)

議長 事務局の説明に対し、質問などありませんか。

委員 (45ページについて)  
農業集落排水について、「平成25年度の金足地区で終了した。」とありますが、今後、農業集落排水の整備は予定されている箇所は何箇所ありますか。また、農業集落排水から下水道へ接続することはあるのでしょうか。

事務局 農業集落排水事業は、25年度の金足地区が最後の整備であり、今後、新たに整備を予定している地区はありません。  
また、金足地区の農業集落排水施設から県の広域公共下水道へ接続し、排水を処理しております。

議長 他に質問はありませんか。  
今後、何か質問がある場合は、環境都市推進課へ直接ご質問いただくようお願いいたします。  
では、事務局へ進行を返します。

司会 今後、10月20日からパブリックコメントを実施します。  
これを受け、成案を整えて行くこととしております。  
また、委員の皆様の任期が平成27年1月31日となっていることから、今後、各団体へ委員の推薦をお願いすることとなります。各団体でご周知いただくようお願いいたします。  
以上で、平成26年第2回秋田市廃棄物減量等推進審議会を閉会します。

以上

